

令和2年4月7日

ユーエルアクアティクス株式会社  
代表取締役 吉川 元

## 緊急事態宣言に於ける新型コロナウイルス対策

「新型コロナウイルス感染拡大防止の為の緊急事態宣言」発令後の4月7日以降5月6日までの期間においては、特に以下の対策を講じることとする。

1. 各自、毎朝晩の体温測定を行い、その結果を記録し、異常時は事前に技術部へ報告すること。
  - ①37.5度前後からの発熱時には出社を控え、自宅待機をさせる。また、発熱が4日以上に及んだ場合は医療機関において症状の確定を行うこと。状況によっては2週間の自宅待機処置を取らせる。
  - ②新型コロナウイルスに感染したものは、2週間の自宅待機処置を取らせるとともに、接触のあった関係各所への詳細な報告を義務づける。
2. 随時、行政側からの要請及び指示に従い、社内で拡大防止対策をより確実に実施し、社内濃厚接触者発生時には一斉休業及び自宅待機させることとなる。
3. 出社・外出先から帰社した時は、入念な手洗い及び手指殺菌を決して怠らない。  
また、手で直接、目、口、鼻を触っての感染拡大が大半であることから、手洗い後に顔洗いも励行する。
4. 接近会話、大声会話は避け、咳をする時はハンカチ等での咳エチケットを履行する。
5. 密閉度の高い、換気の悪い、また密接して会話を余儀なくさせる場所、特にバー、ナイトクラブ、カラオケ等の深夜から早朝まで風俗営業店への出入りは自粛する。
6. 公共機関を利用する者には、各自アンケート調査を実施したうえで時差通勤等の罹患防止対策を講じる場合がある。
7. 当面の間、現場業務時にはマスク1枚/日を経理から支給する。
  - ①マスク不足状況下、社用マスク整備までは個人マスクの使用を願う。その間の費用は考慮する。

8. 出勤者にはマスク1枚/日を経理から支給する。
  7. ①に準じる。
9. 自粛要請の期間で代休が残っている者は罹患防止の有効手段としても、残っている代休の消化を早期において要請する。また、代休を有していない者は4月より改正された労働基準法で年間5日の有給取得義務付けを持つての対応も考慮に入れられたし。
10. この期間においても現場業務は継続しているので休業とはしない。上記防止対策を必ず履行して顧客先に決して感染拡大の不安を抱かせぬよう、万全の措置を講ずること。
11. テレワーク等を採用する顧客先もあるが、業務は全体的には休止していない。メール及び電話での相談及び見積り依頼が入って来ているので、出勤者はしっかりと対応して頂きたい。
  - ①この期間、部の長が休日を取る場合、業務に支障をきたさないよう配慮願う。3部門長全員不在の日が無いようにする。
  - ②現場業務は止まっていないので、現場に出ている者の状況を把握しながら管理・監督を行い、突発的対応にも備える。
  - ③経理部門は各種文書作成及び外部よりの要請文書の対応上、通常勤務とする。
12. 会社は刻々と変化する状況に即した対応ができるよう、日々の情勢を詳細に読み取り、柔軟に対処する。

以上